

産業廃棄物処理施設設置許可証 変更

平成21年11月18日

住所 東京都江戸川区松江一丁目22番14号

氏名 東金属 株式会社

代表取締役 坂本 清彦

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第15条の2の5第1項~~ ^{第15条第1項}の規定により、設置の変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日	平成21年11月18日	許可番号	5-90
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	破碎施設(施行令第7条第7号及び第7条第8号の2該当) 種類: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類		
設置場所	埼玉県羽生市大字下川崎字下 205番1、205番3、205番4、206番1、206番2、206番5、206番6、206番7、206番8、207番1、207番2、207番3、208番1、208番2、209番1、209番2、210番1、210番2、210番3、210番4、210番5、210番6、211番、212番、213番、214番、215番、215番2、247番1、247番2、248番1、248番2、249番1、249番2、250番、251番、252番、253番1、253番2、254番1 以上40筆(面積11,870.95m ²)に限る。		
処理能力	廃プラスチック類 247.21t/日(10時間稼働) 木くず 247.21t/日(10時間稼働) がれき類 881.35t/日(10時間稼働)		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存・無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

2019年9月20日付
ホームページ掲載版